



様式第18号(第20条関係)

一般廃棄物処理業許可証

令和 7年 3月31日

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区南辻25番地2

氏 名 株式会社ヤマト

代表取締役 吉田孝幸

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第7条第1項
~~第7条第6項~~ の規定により許可を受けた者で
~~第7条の2第1項~~
あることを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許 可 番 号	さいたま市廃許可 第186号	
事業の範囲	業 の 区 分	収集・運搬業(積替え保管を除く。) 処 分 業
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業ごみ、道路公園等清掃ごみ、一時多量ごみ及び特定家庭用機器一般廃棄物
許 可 区 域	さいたま市内全域	
処 理 施 設 等 の 所 在 地	—	
処理施設等の種類及び処理能力	—	
運 搬 先 又 は 処 分 先	裏面別表1記載のとおり	
許 可 の 有 効 期 間	令和7年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	
許 可 の 条 件	裏面に記載のとおり	
変 更 の 状 況		

別表1

一般廃棄物の種類	運搬先又は処分先
紙ごみ（再生利用の目的で分別して収集する場合）	エコペーパーリサイクルセンター
木くず（再生利用の目的で分別して収集する場合）	さいたま市内の一般廃棄物処分業許可施設
特定家庭用機器一般廃棄物	さいたま市内指定引取場所
一般家庭から排出された市の施設で処理が困難なごみ（ただし、市指定のものに限る。）	さいたま市内の一般廃棄物処分業許可施設
ごみ（上記記載のものを除く。）	クリーンセンター大崎

許可条件（収集運搬業）

- 1 市外で収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
- 2 収集運搬業務範囲は、契約事業所及び臨時契約者から排出される一般廃棄物のうち、許可証に記載する廃棄物の収集運搬とすること。
- 3 一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- 4 市の処理区域内で収集した一般廃棄物は、次に掲げるものを除き、許可証に記載した処理施設で処理すること。
 - ア 市の処理施設で処理が困難なもの
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及びリサイクル関連法令に基づき確実に資源化かつ再利用されるもの。
 - ウ 古紙・古繊維
 - エ ペットボトル（ただし、搬入先は市内で有償売却可能な資源引受業者に限る。）
 - オ 法に基づき適正かつ継続的に処理できるものとして市長が特に認めたもの。
- 5 市が指定する処理施設への搬入日時及び方法を遵守すること。
- 6 一般廃棄物の収集及び運搬に関しては、市の車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
- 7 法、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他の関係法令、条例、規則、要綱等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。

遵守事項（収集運搬業）

- 1 他の者にこの業務の承継及び下請をさせないこと。
- 2 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。
- 3 一般廃棄物処理手数料は、条例で定める額を遅滞なく納入すること。